(目的)

第1 北海道(以下「道」という。)が実施する、北海道新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金については、新型コロナウイルスワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等の職域(学校等を含む。)単位でワクチン接種をする企業や大学等に補助金を交付することによりワクチン接種を促進することを目的とし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和4年9月22日付け医政発0922第38号・健発0922第1号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知)の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)、「令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知。)の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」及び北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(事業の概要)

- 第2 国実施要綱3(21)に基づき実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、国が、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援(都道府県が設置する大規模接種会場において国が支援対象とする経費(使用料及び賃借料、備品購入費等))と同等の経費を対象として、別表1の第2欄に掲げる基準額を上限(実費補助)に補助金を交付する。
 - (1) 中小企業 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。)が商工会議所、統合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの。
 - (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの。

(補助対象者)

第3 この補助金の対象者は、第2の(1)又は(2)に該当する職域接種を実施する団体等の代表者のうち知事が適当と認める者とする。

(補助対象経費)

第4 この補助金の交付対象経費は、別表1の第3欄に掲げる経費とし、令和4年度予算に 係る実施事業を対象にする。

(補助金交付額の算定)

- 第5 この補助金の交付額は、次により算定した額とする。
 - (1) 別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を採用する。
 - (2) (1)により採用された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助金交付額として算定する。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものと

(交付申請)

第6 補助金の交付を申請しようとする者は、交付規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福様式」について同じ。))に、別表2の第1欄に掲げる区分に基づき、第2欄に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7 この補助金の対象者は、交付事業等が完了した日から30日以内(第6による補助金の交付申請が実績による申請となる場合は、当該申請と同時。交付事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から30日以内)又は道が別に定める提出期日までのうち、いずれか早い日までに、別表2の第1欄に掲げる区分に従い、第2欄に掲げる関係書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8 補助金は、交付規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものと する。

(補助の条件)

- 第9 この補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 交付規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
 - (3) (2) の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
 - (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らない。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、当該等簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了 後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加 した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産 処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に 定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - (6) 補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の完了の日から30日以内(第6による 補助金の交付申請が実績による申請となる場合は、当該申請と同時)又は道が別に定め る提出期日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出し なければならない。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (8) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取消、当該取消に係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な利用がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したと き。
 - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - エ アからウに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容 若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (9) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (10) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認められるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるため、これに協力しなければならない。

附則

この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年度予算に係る補助対象事業に 適用する。

この要綱は、令和4年10月17日から施行し、令和4年度予算に係る補助対象事業に 適用する。

別 表 1

1 区分	2 基準額	3 交付対象経費	4 補助率
職域追加接種(3回目接種)※1 種)※1 職域追加接種(オミクロン株対応)※2	職域接種会場におけ る 総 接 種 回 数 × 1,500円	職域接種会場の設置、運営に係る経費のうち、国が都道府県による大規模接種会場の設置等に対して行う支援(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印	T Im9JT
職域初回接種 ※3	職域接種会場における 総 接 種 回 数 × 1,000円	刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修 繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険 料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入 費、補助及び交付金)と同等の経費の実支 出額	10/10以内

- ※1 令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)に係る職域接種の開始について」に規定する接種
- ※2 令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種
- ※3 令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始 について」に規定する接種

別 表 2

別 表 2
1 区分
(1)実績による交付申請
を行わない場合
(2)実績による交付申請
を行う場合 ※4

※4 交付申請時に、計画していた接種がすべて完了し、かつ事業に関する経費の債権及び債務が確定(経費の未払いがある場合も可)している場合をいう。